

第 1 章 調査の概要

第 1 項 本調査の背景及び目的

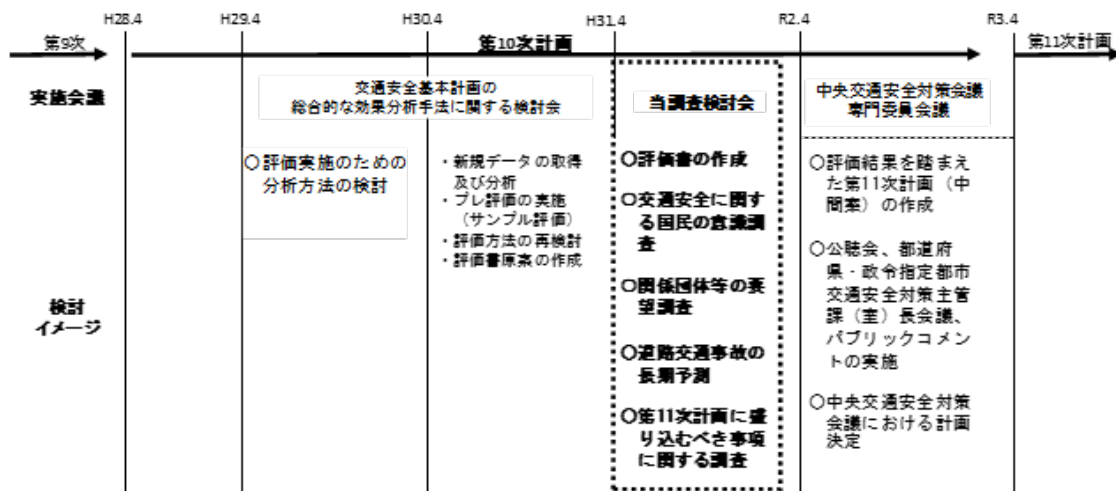
交通安全基本計画（以下、「計画」という。）は、交通安全対策基本法に基づき、陸上、海上及び航空交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものである。中央交通安全対策会議において昭和 46 年に第 1 次の計画が作成され、以降 5 年ごとに作成されている。

平成 28 年 3 月 11 日、中央交通安全対策会議において、5 か年計画である第 10 次計画（計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）を作成し、交通安全対策を進めているところである。

令和 3 年度からの第 11 次交通安全基本計画（以下、「第 11 次計画」という。）の作成に向けて検討すべき事項を整理するため、本検討会においては、第 10 次計画の評価書を作成するとともに、国民の交通安全意識等に関するアンケート調査（以下「国民アンケート調査」という。） 地方公共団体及び関係団体に対する第 11 次計画に盛り込むべき事項に関する調査、交通事故被害者等の関係団体（以下「関係団体調査」という。）からの意見聴取及び道路交通事故の長期予測等を実施した。

これらの調査等を踏まえて、中央交通安全対策会議専門委員会（以下「専門委員会」という。）に提出する、第 11 次計画策定に向けて専門委員会において議論すべき主な事項（第 11 次計画の理念、目標、視点、施策等）の素案を作成した。

図表 1-1 計画の評価・検討の流れ



1.1 検討会の概要

今後の道路交通安全対策の基本的なあり方について専門的な知見を交えて検討するため、「道路交通安全に関する基本政策等検討会」(以下、「検討会」という。)を設置した。本報告書の内容は、この検討会での検討内容を踏まえてとりまとめたものである。検討会の委員、オブザーバー及び事務局の名簿は図表 1-2、検討会開催概要は図表 1-3のとおりである。

図表 1-2 検討会の委員、オブザーバー及び事務局の名簿

種別	氏名	所属
座長	赤羽 弘和	千葉工業大学創造工学部都市環境工学科教授
委員	久保田 尚	埼玉大学理工学研究科環境科学・社会基盤部門教授
	竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部国際社会学科経済学専攻教授
	藤原 静雄	中央大学法科大学院法務研究科教授
	水野 幸治	名古屋大学大学院工学研究科機械システム工学専攻機械知能学教授
	守谷 俊	自治医科大学大学医学部教授
	蓮花 一己	帝塚山大学学長
	アドバイザー	中村 彰宏
オブザーバー	柳原 聡子	内閣官房 IT 総合戦略室企画官
	古賀 康之	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付 SIP 自動運転担当企画官
	早川 智之	警察庁交通局交通企画課長
	村上 浩世	総務省消防庁救急企画室長
	粟井 明彦	文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長
	植木 健司	経済産業省製造産業局自動車課 ITS・自動走行推進室長
	神田 尚樹	国土交通省総合政策局総務課交通安全対策室長
	岸川 仁和	国土交通省道路局道路管理課長
	濱田 禎	国土交通省道路局環境安全・防災課交通安全対策室長
	大野 昌仁	国土交通省道路局参事官
	石田 勝利	国土交通省自動車局安全政策課長
野津 真生	国土交通省自動車局技術政策課長	
内閣府	近藤 共子	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)

事務局	氏名	所属
内閣府	宮坂 優斗	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)付 交通安全企画調査専門職
株式会社 富士通総研	坂野 成俊	株式会社富士通総研コンサルティング本部 行政経営グループ マネジングコンサルタント
	杉浦淳之介	株式会社富士通総研コンサルティング本部 行政経営グループ マネジングコンサルタント
	藤原律子	株式会社富士通総研コンサルティング本部 行政経営グループ シニアコンサルタント
	中辻裕	株式会社富士通総研コンサルティング本部 行政経営グループ シニアコンサルタント
	島久美子	株式会社富士通総研コンサルティング本部 行政経営グループ シニアコンサルタント
	大平剛史	株式会社富士通総研コンサルティング本部 行政経営グループ コンサルタント

図表 1-3 検討会開催概要

開催回数	開催日
第1回	令和元年8月19日(月)
第2回	令和元年11月5日(火)
第3回	令和元年12月23日(月)
第4回	令和2年2月7日(金)
第5回	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、開催を見送り、 メールにて委員に意見照会を実施した

第2項 各調査等の概要

本調査における成果の全体像を俯瞰するため、各章の要約を以下に記す。

2.1 第10次交通安全基本計画に関する評価書(道路交通)(案)の作成(本報告書別添1参照)

- | 第10次計画の「交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象」である「高齢者及び子供」、「歩行者及び自転車」並びに「生活道路」を含めた様々な観点からの交通事故に関する「横断的な評価」を実施した。
- | 「重点施策及び新規施策の評価」として、施策の「資源」、「実績」及び「効果」について関係を論理的に組み立てた上で評価を実施するとともに、「重点施策及び新規施策」と「重点的に対応すべき対象」及び「交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」の関係を整理した。
- | 「新規施策及び重点施策」以外の施策については、「その他の施策の評価」として、主に施策の「実績」を定量的に把握した評価を実施するとともに、「その他の施策」と「重点的に対応すべき対象」の関係を整理した。
- | さらに、「交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項」については、「先端

技術の活用推進の評価」として、先端技術の活用推進に向けた施策を整理したうえで、各先端技術の普及状況や活用による事故減少に向けた取組を評価するとともに、「きめ細かな対策・地域ぐるみの対策の評価」として、各都道府県を通じて、各地域についてきめ細かな対策・地域ぐるみの対策の事例を収集し、評価を実施した。

2.2 交通安全意識等に関する国民アンケート調査（本報告書第2章）

Ⅰ 全国の16歳以上の国民3,000人を対象として、日常の移動や運転免許に関する考え方、交通事故に関する認識、交通安全に関する対策についての認識、交通安全に関する意識、先端技術の活用に関する認識について調査した。

2.3 第11次計画に盛り込むべき事項に関する地方公共団体、関係団体及び被害者団体等調査（本報告書第3章）

Ⅰ 都道府県の交通安全対策担当部署及び関係団体を対象として、交通安全に関する、第10次計画期間中の主な取組や今後2025年度までに重視する主な取組と国に期待する交通事故対策について調査を実施した。

2.4 道路交通事故の長期予測（本報告書第4章）

Ⅰ 「道路交通の安全についての目標」を検討する際の参考とするため、交通事故死者数（24時間以内、30日以内）、死傷者数、重傷者数について、長期予測を実施した。

2.5 専門委員会議において議論すべき事項（本報告書別添2参照）

第11次計画策定に向けて専門委員会議において議論すべき第11次計画の理念、目標、視点、施策等の主な事項を、素案としてまとめた。